

森づくり推進プラン（案）

～持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化～

令和3年4月

東京都

目次

森づくり推進プランの基本的な考え方	1
-------------------	---

第1章 東京の森林・林業の位置付け

1 東京の森林の機能と林業の役割	
(1) 東京の森林	2
(2) 森林の多面的機能	3
(3) 地域振興に貢献し健全な森林を育成する林業	4
(4) 木材を利用する意義や効果	6
2 50年、100年先の東京の森林の将来展望 ～東京フォレストビジョン～	8

第2章 東京の森林・林業を取り巻く状況

1 依然として厳しい林業経営	10
2 社会情勢の変化	
(1) 新たな法律の制定	11
(2) デジタル技術の活用	11
(3) 暮らしや働き方の変化	12
(4) 気候変動がもたらす影響	12
3 森林整備における現状と課題	
(1) 利用期を迎えた人工林の更新	13
(2) 整備が行き届いていない人工林	15
(3) 所有者と境界が不明の森林	15
(4) 森林整備を担う林業技術者の育成	16
(5) シカによる林業被害の拡散	17
(6) 相次ぐ異常気象と災害への懸念	17
(7) 持続可能な社会を目指す機運の高まり	18
(8) 地域の資源である森林の多様な活用	19
4 林業経営における現状と課題	
(1) 路網開設実績の低迷	20

(2) 依然として低い多摩産材の認知度	21
(3) 消費動向を捉えた多摩産材の需要の拡大	22
(4) 公共施設における木材利用の促進	23
(5) 東京における木材需要の拡大に全国が期待	24

第3章 森林整備と林業振興に向けた施策展開

施策展開の基軸	26
---------	----

基軸1 森林循環を促進し公益的機能を高める森林整備

施策1-1 森林の区分に応じた整備の推進	28
施策1-2 区市町村との連携	32
施策1-3 林業従事者の確保と育成	36
施策1-4 野生動物による林業被害への対策	38
施策1-5 森林被害への対策	40

基軸2 生産性と収益性の高い林業経営

施策2-1 効率的な施業と先進技術の導入	44
施策2-2 林業経営体の経営基盤の強化	49
施策2-3 多摩産材の利用拡大	50

基軸3 多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大

施策3-1 新たな分野における木材需要の拡大	56
施策3-2 木育活動の推進	58

基軸4 都民や企業等による森林利用の拡大

施策4-1 SDGsを目指す協働の森づくり	61
施策4-2 森林を生かした産業振興	66

施策一覧とスケジュール	68
-------------	----

森づくり推進プラン 主要な目標	72
-----------------	----

資料1 森づくり推進プランにおける取組の成果	73
------------------------	----

森づくり推進プランの基本的な考え方

(1) 本プランの位置付け

現行の「森づくり推進プラン」（以下「プラン」という。）は、平成 26（2014）年度から令和 5（2023）年度までの 10 年間の計画期間としていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを図ることとしています。

現行プランの策定以降、東京都（以下「都」という。）は、森林の伐採、利用、植栽、保育を適切に繰り返す「森林循環」を促進するための施策や、林業の担い手確保、木材産業の振興など、様々な施策に取り組んできました。

その後、平成 30 年 11 月には、第 42 回全国育樹祭の東京開催と合わせ、森林整備と木材利用の機運を更に広げていくため、「50 年、100 年先の『東京の森林の将来展望』～東京フォレストビジョン～」（以下「フォレストビジョン」という。）を策定しました。フォレストビジョンでは、花粉の少ないスギ等への植え替えを加速し、花粉の飛散量を大幅に減少させることに加え、「東京の木 多摩産材」（以下「多摩産材」という。）のブランド化、革新的なスマート林業の確立、木材利用を推進し東京を「木の都市」に生まれ変わらせることなど、東京の森林や都市における木材利用の姿を 7 つのメッセージに込めて発信しています。また、平成 31 年 4 月には「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行となりました。そこで、フォレストビジョンの実現や新たな制度への対応を図るため、プランの改定を行うこととしました。

都は、プランの改定に先立ち、令和 2 年 1 月に東京都農林・漁業振興対策審議会に対して「持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化」について諮問を行い、都が果たすべき役割などについて、同年 12 月に答申を受けました。

本プランは、同審議会の答申と都のこれまでの取組を踏まえ、東京における森林整備と林業振興に関し、都が計画期間内に重点的に取り組む施策などを明らかにしたものです。

(2) 計画期間

本プランは、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間の計画としていますが、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて計画期間中の見直しを図ります。